

○国土交通省告示第八百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年七月十三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道218号改築工事（自動車専用道路「北方延岡道路」新設工事・宮崎県延岡市北方町南久保山字石畳地内から同市舞野町地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮崎県延岡市北方町南久保山字石畳、北方町曾木字田ノ口、字壺丁鐘、字年ノ神、字谷内、字中野及び字黒仁田、岡元町、小川町、細見町並びに舞野町地内
- 2 使用の部分 宮崎県延岡市北方町南久保山字石畳、北方町曾木字田ノ口、字壺丁鐘、字年ノ神、字谷内、字中野及び字黒仁田、岡元町、小川町、細見町並びに舞野町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮崎県延岡市北方町南久保山字石畳地内から同市天下町地内までの延長8.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道218号改築工事（自動車専用道路「北方延岡道路」新設工事・宮崎県延岡市北方町南久保山字石畳地内から同市舞野町地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道218号改築工事（自動車専用道路「北方延岡道路」新設工事）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、また、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間外の区間であるが、国土交通大臣は、同法第27条の規定により道路管理者の権限を代行していることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道218号は、熊本市を起点とし、一般国道3号との重複区間である熊本県下益城郡富合町、宇土市及び宇城市を通過し、同県下益城郡美里町、同県上益城郡山都町、宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町、同郡高千穂町及び同郡日之影町を経由して、延岡市に至る九州の中央部を東西に横断する延長約146kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する一般国道218号（以下「現道」という。）は、物流などによる通過交通や地域住民が生活道路として利用する地域内交通に広く利用されており、自動車交通が多いにもかかわらず、2車線の区間であるため、市街地の一部で交通混雑が発生するなど主要幹線道路としての機能を十分発揮できていない状況にある。

平成16年12月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、延岡市古川町地内で16,948台/日、混雑度は1.39となっている。

また、現道は車道の最小幅員が約6mの狭小な2車線道路であって、急峻な山と河川に挟まれ、起伏が激しい地形を通過することから、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満足していない箇所が15箇所あり、さらに一級河川五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川と並行する区間は風水害の影響により、冠水などの道路災害が頻繁に発生し、平成17年9月には延べ461時間にわたって通行止めが発生するなど安全かつ円滑な自動車交通が阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、現道における自動車交通のうち通過交通が転換され現道の交通混雑の緩和が図られ、また線形不良箇所及び冠水等が危惧されている箇所を回避することで、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、宮崎県が平成6年に「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）に基づき環境影響評価を実施し、騒音について一部環境保全目標を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより当該目標を達成することができるものと予測された。その後、計画交通量の見直し（再予測）等により平成15年5月に起業者が任意で「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）による環境影響評価に準じて最新の予測条件等をもとに騒音、大気質及び振動について再評価を行った結果、いずれの項目においても環境基準等を満足するものとの評価を得ている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が6箇所存在するが、起業者は、宮崎県教育委員会との協議により記録保存の措置を講じている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和等を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成6年10月6日に決定され、平成14年12月5日及び平成18年2月13日に変更決定された都市計画と路肩及び中央帯の幅員を除き基本的に整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用道路の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生しているとともに、冠水等で通行止めが発生した際の代替路線となる幹線道路もないことから、できるだけ早期に交通混雑を緩和し、また安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線の市町村の長等からなる九州横断自動車道延岡線建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮崎県延岡市役所